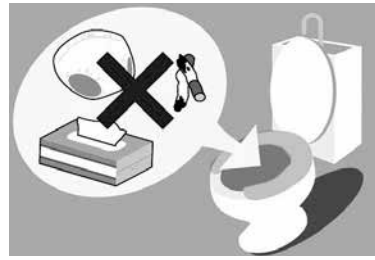


トイレに異物を流さないで!

トイレに異物(ティッシュペーパー、紙おむつ、パンティーストッキング、タバコ等)を流すと詰まりや故障の原因となります。トイレには、「水に溶ける紙」以外は流さないでください。



浄化槽の法定検査・保守点検・清掃はお忘れなく

県では、10月1日の浄化槽の日を含む10月を「浄化槽強調月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めています。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

◆法定検査

毎年一回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行なうことができます。

ます。

▼**申込み** (社)愛知県浄化槽協会

☎ 052・481・7160

◆保守点検

定期的に保守点検を行わなければならない。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

○清掃

毎年一回以上の清掃が必要です。

浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます。

▼**申込み** 豊衛工業(株) ☎ 28・0524

10月は3R推進月間

環境省が毎年10月を「3R推進月間」と定めています。普段の生活の中で3Rを意識してみましょう。

◆3Rとは

リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)の3つのRの総称。

○リデュース(Reduce)

ごみになるものを減らすこと。つめかえのできる製品を選んで買しましょう。

・マイバッグで買い物を買しましょう。

○リユース(Reuse)

ものを繰り返し使うこと。

壊れたものを捨てずに修理して使しましょう。

いらなくなったものは捨てずに必要な人に譲りましょう。

○リサイクル(Recycle)

使い終わったものを資源として再利用すること。

・古紙や布類を資源回収に出しましょう。

・リサイクルされた製品を選んで買しましょう。

ごみ処理量報告

本町では、令和16年度に1人1日当たりのごみ量を540gにすることを目標としています。

別表でごみ収集量と処理費をまとめています。ごみの処理費は皆さまからいただいている税金で賄われています。処理費用を削減するためにごみの減量にご協力をお願いします。

●ごみ収集量と処理費一覧

	7月分	6月分	前月比
可燃ごみ	254,570kg	250,700kg	+3,870kg
不燃・粗大ごみ	16,500kg	19,340kg	-2,840kg
1人1日当たりのごみ量※	550g	566g	-16g
ごみ処理経費	5,421,400円	5,400,800円	+20,600円

※(可燃+不燃・粗大) / 人口 / 月の日数で算出

このページの問合せ

グループ ☎ 28・0916

住民課環境保全